

○豊後大野市空き家家財道具等処分補助金交付要綱

平成27年3月31日

告示第64号

改正 令和2年2月6日告示第14号

令和4年6月13日告示第146号

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家の所有者等に対し当該空き家に存する家財道具等を処分するための費用の一部を補助することにより、空き家の利活用及び豊後大野市への移住希望者の円滑な移住の促進を図ることを目的として、豊後大野市空き家家財道具等処分補助金を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 次のいずれかに該当する物件をいう。

ア 豊後大野市空き家バンク登録制度要綱(平成23年豊後大野市告示第191号)に基づく豊後大野市空き家バンクに登録している物件

イ 空き家マッチングチーム(大分県が実施する空き家購入及び賃貸希望者の個別ニーズに沿ったオーダーメイドによる物件探索を行い、所有者等との円滑なマッチングを図るシステム)によりマッチングが成立した物件

(2) 所有者等 自らが空き家の所有権又は賃貸(転貸を除く。)若しくは売買を行うことができる権利を有している者をいう。

(3) 転入 市外から市内へ転入を届け出ることをいい、転勤等職務上や大学進学等による一時的な転入その他これらに類する転入を除くものとする。

(交付対象者)

第3条 空き家家財道具等処分補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特別な事情があると認める者については、この限りでない。

(1) 所有者等(登記名義が共有の場合は、その代表者)

(2) 空き家の賃貸借契約又は売買契約(以下この号及び次号において単に「契約」という。)が成立し、当該空き家に入居する者又は入居する予定の者で、次のいずれかに該当するもの

ア 契約締結の日前に県外に居住していた者

イ 契約締結の日前において市内に居住していた者(当該居住に係る転入の日が当該

契約締結の日の1年以内であり、かつ、当該契約締結の日まで継続して市内に居住していた者に限る。)で、当該転入の日まで県外に居住していたもの

(3) 空き家(前条第1号アに掲げる物件に限る。)の契約が成立し、当該空き家に入居する者又は入居する予定の者で、次のいずれかに該当するもの

ア 契約締結の日前の市外における居住期間が継続して5年以上である者

イ 契約締結の日前において市内に居住していた者(当該居住に係る転入の日が当該契約締結の日の1年以内であり、かつ、当該契約締結の日まで継続して市内に居住していた者に限る。)で、当該転入の日までに継続して市外に5年以上居住していたもの

(4) 前2号に掲げる者のほか空き家の賃貸借契約又は売買契約が成立し、当該空き家に入居する者又は入居する予定の者で、豊後大野市新規就農者技術習得研修施設条例(平成23年豊後大野市条例第48号)及び豊後大野市新規就農者技術習得研修施設条例施行規則(平成23年豊後大野市規則第41号)に基づき実施される研修又は大分県の実施する就農準備研修、就農実践研修若しくはテストファーム研修を修了後2年以内の者

(交付対象経費)

第4条 この補助金の交付対象経費は、空き家に残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 この補助金の額は、前条に規定する対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。

(補助金の申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、空き家家財道具等処分補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(補助の条件)

第7条 前条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容又は経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、空き家家財道具等処分補助金変更承認申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けること。

ア 空き家家財道具等処分補助金交付申請書

イ その他市長が必要と認める書類

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、空き家家財道具等処分補助金中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、市長の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該交付申請について第3条に掲げる内容等について審査し、交付すべきものと認めたときは、速やかに空き家家財道具等処分補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、交付対象事由が完了したときは、速やかに空き家家財道具等処分補助金完了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容が分かる明細書又は契約書
- (2) 領収書又は請求書
- (3) 作業中の写真

(補助金額の確定)

第10条 市長は、完了報告書の提出を受けたときは、その関係書類を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、空き家家財道具等処分補助金額確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 交付申請者からの空き家家財道具等処分補助金交付請求書(様式第7号)の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この告示に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認めた場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、第3条第2号又は第3号に該当する本人及びその属する世帯の他の世帯員全員が、5年以内に市外に転出したときは、その者から交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月6日告示第14号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年6月13日告示第146号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の豊後大野市空き家財道具等処分補助金交付要綱の規定は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

様式第 1 号（第6条関係）

年 月 日

豊後大野市長 様

申請人 住 所  
氏 名  
TEL ( ) -

空き家財道具等処分補助金交付申請書

空き家財道具等処分補助金の交付を受けたいので、豊後大野市空き家財道具等処分補助金交付要綱第 6 条の規定により申請します。

記

物 件 住 所	豊後大野市
契 約 日	年 月 日（売買・賃貸）
入居（予定）日	年 月 日
事業に要する経費	円
補助金交付申請額	円
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
施 工 業 者 等	
添 付 資 料	戸籍の附票の写し、処分物の写真、見積書

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

豊後大野市長 様

申請人 住 所  
氏 名  
TEL ( ) -

空き家家財道具等処分補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった空き家家財道具等処分補助金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、豊後大野市空き家家財道具等処分補助金交付要綱第7条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 空き家家財道具等処分補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（備考）

変更前と変更後が比較対照できるよう変更部分は二段書きにし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

豊後大野市長 様

申請人 住 所

氏 名

TEL ( ) -

空き家家財道具等処分補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった空き家家財道具等処分補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう、豊後大野市空き家家財道具等処分補助金交付要綱第7条第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

豊後大野市長



年度空き家家財道具等処分補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度空き家家財道具等処分補助金の交付については、豊後大野市空き家家財道具等処分補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

年 月 日

豊後大野市長 様

申請人 住 所  
氏 名  
T E L (            )        -

空き家財道具等処分補助金完了報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった空き家財道具等処分事業が完了したので、豊後大野市空き家財道具等処分補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助金交付決定額	円
完了年月日	年 月 日
事業に要した経費	円
添付書類	1. 事業の内容が分かる明細書又は契約書 2. 領収書又は請求書 3. 作業中の写真

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

豊後大野市長



空き家家財道具等処分補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告のあった 年度空き家家財道具等処分補助金については、下記のとおり確定したので、豊後大野市空き家家財道具等処分補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

確定補助金額 円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

豊後大野市長 様

住所

氏名

印

空き家家財道具等処分補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により確定通知があった 年度空き家家財道具等処分補助金として、下記金額を交付されるよう豊後大野市空き家家財道具等処分補助金交付要綱第11条の規定により請求いたします。

記

請求額

円

振込先口座

銀行名

支店名

通帳種類

口座番号

名義人（フリガナ）

名義人（漢字）